

京都女子大学
 公的研究費等にかかる機関内責任体制と職務

**最高管理責任者
学長**
 機関全体を統括し、公的研究費等の
 運営・管理について最終責任を負う

理事長
 理事会

監事

**統括管理責任者
副学長（学術研究）**
 全体を統括する実質的
 な責任と権限を持つ

会計監査人

**コンプライアンス
推進責任者**
 文 学 部 長
 発 達 教 育 学 部 長
 家 政 学 部 長
 現 代 社 会 学 部 長
 法 学 部 長
 宗 教 ・ 文 化 研 究 所 所 長
 栄 養 ク リ ニ ッ ク 長
 こ こ ろ の 相 談 室 長
 生 活 デ ザ イ ン 研 究 所 所 長
 デ ー タ サ イ エ ン ス 研 究 所 所 長
 ジ ェ ン ダ ー 教 育 研 究 所 所 長
 各部局における公的研究費等の運営・管理
 について実質的な責任と権限をもつ

研究企画課

**不正防止計画推進部署（研究企画課）
研究支援デスク
（全学的な相談窓口）**
 不正使用防止計画の策定・説明会の実施
 行動規範の策定・使用ルールの作成
 ☆使用ルールの相談窓口：研究企画課長

内部監査部門 **財務部**
財務部長
（不正使用通報窓口）
 ☆ 通報窓口：財務課長
 公的研究費を適正に管理するための内部監査を行う
 機関全体のモニタリングが有効に機能しているか検証

取引業者
 発注
 検収

発注・検収業務（☆部局通報窓口）
 学部事務課の各校舎分室（J・T・S・B・E・F・U）
 技 術 職 員 等
 財 務 部 施 設 課

◎当事者以外の者が検収（目視確認）を行う
 ◎不正な取引に関与した業者については、
 取引を一時停止等の措置をとる
 （規則：固定資産等調達に関する取扱い基準 第4条）

モニタリング・内部監査・リスクアプローチ監査
 財 務 課
 研 究 企 画 課

依頼
 発注
 納品
 （学内）研究者（一定のルールにより発注可能）